

平成 26 年 8 月 14 日  
302 会議室

平成 26 年第 15 回  
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成26年第15回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成26年8月14日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 3時20分

2 場 所 302会議室

3 出席委員 福 田 一 平 田 中 健 一  
平 山 いづみ 伊 藤 憲 春  
小 町 邦 彦

署名委員 伊 藤 憲 春

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長 小町 邦彦

教育部長 新土 克也

教育総務課長 栗原 寛

学務課長 大石 明生

指導課長 泉澤 太

統括指導主事 桐井 裕美

特別支援教育課長 矢ノ口美穂

統括指導主事 中村由美子

学校給食課長 亀井寿美子

スポーツ振興課長 井上 隆一

図書館長 小宮山克仁

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 高木 健一 安藤 悦宏

## 案 件

### 1 議案

- (1) 議案第24号 立川市就学支援等検討委員会規程を廃止する規程について
- (2) 議案第25号 立川市就学支援等検討委員会規則の制定について
- (3) 議案第26号 立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の制定について
- (4) 議案第27号 立川市情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則の制定について
- (5) 議案第28号 立川市公の施設（柴崎体育館）指定管理者の選定について（諮問）
- (6) 議案第29号 立川市公の施設（柴崎図書館・上砂図書館・多摩川図書館）指定管理者の選定について（諮問）

### 2 協議

- (1) 教育委員会の点検・評価について
- (2) 立川市立小学校使用教科用図書採択について
- (3) 立川市柴崎市民体育館への第2期指定管理者候補者の選定について

### 3 報告

- (1) 平成27年度の指定校変更について

### 4 その他

## 平成26年第15回立川市教育委員会定例会議事日程

平成26年8月14日

302会議室

### 1 議案

- (1) 議案第24号 立川市就学支援等検討委員会規程を廃止する規程について
- (2) 議案第25号 立川市就学支援等検討委員会規則の制定について
- (3) 議案第26号 立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の制定について
- (4) 議案第27号 立川市情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則の制定について
- (5) 議案第28号 立川市公の施設（柴崎体育館）指定管理者の選定について（諮問）
- (6) 議案第29号 立川市公の施設（柴崎図書館・上砂図書館・多摩川図書館）指定管理者の選定について（諮問）

### 2 協議

- (1) 教育委員会の点検・評価について
- (2) 立川市立小学校使用教科用図書採択について
- (3) 立川市柴崎市民体育館への第2期指定管理者候補者の選定について

### 3 報告

- (1) 平成27年度の指定校変更について

### 4 その他

---

◎開会の辞

○福田委員長 ただいまから、平成 26 年第 15 回立川市教育委員会定例会を開会いたします。  
はじめに、署名委員の指名を行います。署名委員に伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 はい。

○福田委員長 次に、議事内容の確認を行います。本日は、議案 6 件、協議 3 件、報告 1 件で  
ございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、議事進行についてお諮りいたします。議案 (1) 議案第 24 号、立川市就学支援等検討委員会規程を廃止する規程について及び議案 (2) 議案第 25 号、立川市就学支援等検討委員会規則の制定について、議案 (3) 議案第 26 号、立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の制定について、議案 (4) 議案第 27 号、立川市情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則の制定について、は関連しておりますので、まとめてご説明いただき、協議、採決は議案第 24 号と議案第 25 号を一括して行い、また、議案第 26 号と議案第 27 号も一括して行いたいと考えます。

さらに、議案 (5) 議案第 28 号、立川市公の施設(柴崎体育館)指定管理者の選定について(諮問)及び協議(3)立川市柴崎市民体育館への第 2 期指定管理者候補者の選定について、も関連しているため、まとめてご説明願います。なお、はじめに協議(3)を行い、議案(5)に戻り、協議、採決をしたいと考えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 ご承認をいただきましたので、そのように取り扱います。

次に、出席者の確認を行います。新土教育部長、お願いいたします。

○新土教育部長 第 15 回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございますが、教育部長、教育総務課長、指導課長、桐井統括指導主事、特別支援教育課長、中村統括指導主事、学校給食課長、スポーツ振興課長、図書館長でございます。なお、学務課長につきましては、現在、窓口対応をしておりますので、終了次第、出席することになります。

---

◎議 案

- (1) 議案第 24 号 立川市就学支援等検討委員会規程を廃止する規程について
- (2) 議案第 25 号 立川市就学支援等検討委員会規則の制定について
- (3) 議案第 26 号 立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の制定  
について
- (4) 議案第 27 号 立川市情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則の制定につ  
いて

○福田委員長 それでは、議案に入ります。

議案第 24 号、立川市就学支援等検討委員会規程を廃止する規程について、を議案とします。

なお、議案第 25 号、立川市就学支援等検討委員会規則の制定について及び議案第 26 号、立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の制定について、議案第 27 号、立川市情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則の制定について、は関連しているため、一括してご説明願います。

お手元の資料、議案第 24 号、第 25 号、第 26 号、第 27 号をご参照願います。

矢ノ口特別支援教育課長、ご説明等お願いいたします。

○矢ノ口特別支援教育課長 それでは、議案 4 件につきまして、一括してご説明をさせていただきます。今回、4 件ございますので、資料をより読みやすくするために一枚にまとめたものがございますので、そちらの資料とあわせてご覧いただければと思います。

お手元の資料、議案第 24 号～第 27 号 特別支援教育課提出議案について、という A4 一枚のものをご参照ください。

提案理由でございます。就学先や転学先を決定するにあたり、また、通級指導学級の入退級に係る決定、この流れをより見やすく、分かりやすく保護者の方にも明確化するとともに、専門性を高め、こういった過程で決まってきたのか、その辺りも明確にご説明できるようにすること、さらには法律的な事務運営を図れるように変更するものでございます。

上と下に旧と新で対比をさせていただきます。これまでですと、立川市就学支援等検討委員会規程の中に部会がございまして、就学支援等検討委員会で決定する前に、部会としまして就学支援部会、難聴言語障害通級指導学級入退級部会、情緒障害等通級指導学級入退級部会があり、就学先、転学先の決定とともに、通級指導学級の入退級につきましても部会での調査、審議を経た後、就学支援等検討委員会にもう一度諮り、そこで決定をしていたものでございます。この流れを今年度より改めまして、新たに立川市就学支援等検討委員会規則といたしまして新たにまとめたものが下に示しているとおりでございます。

まず、就学支援等検討委員会で決定する前に、就学支援部会を設ける。ここ自体は変わっておりませんが、構成メンバーといたしまして、設置校の副校長、それとこれまでは設置校及び通常の学級の教員としておりましたところを、特別支援教育コーディネーター等の教員と改めまして、より多面的、専門的な見地からご意見をいただけるようにメンバー構成を変更するものでございます。また、就学支援等検討委員会におきましても、これまでは庁内の関係部署の課長職などが主でございましたが、ここに学識経験者と臨床心理士を加えまして、より専門性を高めた議論をしていきたいと考えております。

また、通級指導学級の流れにつきましては、部会へ諮った後に、また検討委員会にかける、ここで 1 ヶ月程度のタイムラグができてしまうことから、より速やかに入退級の決定を行い、なるべく早くに指導につなげたい、こういった効率的な考えがございまして、この部会の中からはずしまして、新たに難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則、それと情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則、それぞれ規則立てをいたしまして、はずすものでございます。

今回は、この規程を廃止するところにつきまして、議案第 24 号で規程の廃止を、また、議

案第 25 号で、新たな立川市就学支援等検討委員会規則の制定をまずはお願いするものでございます。

通級指導学級の入退級審査会につきましても、これまで部会で行っていましたが構成メンバーを一部見直しをいたしまして、特別支援教育課長が入ること、また、統括指導主事、教育相談員や就学相談員、心理職や教育学の専門家を入れまして、日ごろ相談にあたっている相談員の立場から、また専門的な見地からご意見をいただき、速やかな入退級審査につなげていきたいというものでございます。

この入退級の 2 本につきましては、議案第 26 号と第 27 号で改めまして新たな規則の制定をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。議案第 24 号及び議案第 25 号、さらに議案第 26 号、議案第 27 号の説明を終了します。議案第 24 号及び議案第 25 号は関連する内容でございますので、一括して協議をいたします。要旨は、就学支援等検討委員会に専門員を新たに加え、規程を廃止し、規則に格上げをするというような内容であると思います。

これより質疑及び協議に移ります。ご質疑をお願いいたします。

田中委員、お願いします。

○**田中教育** 立川市就学支援等検討委員会規則、また、難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則、情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則、この 3 つの規則が今回出されたわけですが、このことを通して認定就学制度廃止に伴う対応、あわせて東京都の第 3 次計画を踏まえた対応として今回大きく評価できることは 2 つあると思います。

今回この規則が設けられて大きく 2 つ、専門性を高めること、あわせて迅速性、柔軟性を追求する、このことについて相当配慮され取り組まれたことについて改めて敬意を表したいと思います。

そこでより規則が実効性のあるものとして 2 点ほどお伺いしたいと思います。1 つは専門性についてです。専門性の確保として臨床心理士を導入するということになっています。臨床心理士以外にも学校心理士とか臨床発達心理士など、およそ 10 種ぐらい実はあります。そういう中で他の心理職は認めないのでしょうか。

もう 1 つは、就学において保護者の意見、これについては可能な限りその意向を尊重しなければならない、このように強調していますが、どのように反映するのでしょうか。つまり、保護者からいろいろな意見が出た場合に、そのつど聞くんですか、また、その時期はどうなっているんですか、それに対してどう配慮されるんですか、その辺は明文化しなくてもいいのかどうか、明文化を今後考えるのであれば、いつごろ、どうされるか、お尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○**福田委員長** 2 点ご質問でございます。1 つは、臨床心理士の件についてですが、学校心理士や臨床発達心理士など、他の心理士を認めないのかどうか。もう 1 つは、保護者の意見をどのように反映するのかということでございますが、矢ノ口特別支援教育課長、お願いいたします。

○矢ノ口特別支援教育課長 それでは、2点ご質問いただきましたのでお答えいたします。

まず、臨床心理士の資格を採用したという経過でございますが、今回、就学支援等検討委員会の専門性を高めるにあたりまして有資格者というところだけではなく、これまでも部会などでも立川市のこれまでの就学相談に関わっていただいていた方、よく状況をご存知の先生に是非お入りいただきたいというような私どもの考えもございました。それを想定したときに、学識経験者にあたる方で、私どもで是非お願いしたいと考えていた方が、特別支援学校の元教員の方ですが、あわせて臨床発達心理士の資格をお持ちの方でいらっしゃいました。

そのため、またその心理的な面を専門的な見地を入れるにあたっては、臨床発達心理士でない心理士の資格を持った者というのも必要ではないかということで、臨床心理士としております。つまり臨床心理士以外を認めないというわけではないですが、今回は想定をしていた方にあわせて、このようにしたという経過でございます。ただ、様々に民間資格、いろいろとございまして、また、国家資格の動きなどもあるようですので、そのあたりは将来的には検討の余地があると考えているところでございます。

もう1点、保護者の意見についてどのように尊重していくのかというその過程でございますが、保護者との合意形成のプロセスというのが大変に重要だと考えております。就学相談に関わる者すべてが保護者の方とどのように合意形成をしていくのか、お越しいただくのも、就学相談におよそ5回から7回ほどお越しいただくことになるのですが、その都度、様々にご意見をお聞きしながら就学先を決定していくこととなります。以前ですと、どちらかと言うと教育委員会の意向に沿って説得をするというような場面もあったのかもしれませんが、今は保護者が望む就学先についてどのような支援が考えられるのか、一緒に考えながら手立てを講じていく、そういった時代になっておりますので、是非この合意形成、大事にしていきたいと考えております。

○福田委員長 明確なご答弁でございましたけれども、田中委員、いかがですか。

○田中委員 ありがとうございます。回答をお聞きして安心いたしました。立川の現状を十分理解され、なお、臨床心理士の資格以外にも臨床発達心理士等の資格をお持ちであるということで、先生方の力を活かして、是非、当市の子どもたちのためにご努力いただきたいと思っております。

ただ、ここで1つだけお願いしたいことは、この臨床心理士の人たち、専門性があることは十分認めるんですが、ややもすると専門性をお持ちでありながら柔軟性に欠けてしまうということをままお聞きします。その辺りは柔軟に対応してほしいと思います。それはどういう柔軟性かということ、特別支援教育課の方針、あるいは保護者の意向、学校の考え方等々も十分尊重していただきたいということ。もう1つは、専門性はお持ちいただきながら、服務について厳格性をきちんとやっていただきたいと思っております。勤務時間の問題もそうです。専門性を持ちながら実は勤務時間内に研修しているというのはいかなるものか、その辺りも厳正にお願いしたい、そのことを申し上げておきます。

あと、先ほど申し上げた迅速性、柔軟性について3点お伺いします。

1 点目は、入退級の審査会の開催時期です。これが常時可能なかどうか。先ほど課長からは5回から6回とおっしゃっていましたが、そういうことが現実的に可能なかどうか。2点目は児童の定数、職員の対応が果たして可能なかどうか。1学期から2学期、2学期から3学期と学期の移行にしたがって特別支援を要する児童の現状を鑑みた場合に、児童の定数あるいは職員の対応は果たして可能なかどうか、その辺りをお聞きしたいと思います。最後ですけれども、その際の教育課程の作成は誰がどのようにされるのか、その3点をお尋ねします。よろしくお願いします。

○**福田委員長** 迅速性と柔軟性ということに対して3点のご質問でございます。まずは入退級審査会の開催は常時可能なかどうか、同時に、その児童の定数、職員の対応はどうか、さらに教育課程の作成、編成については、誰が、どのようにということでございますが、矢ノ口特別支援教育課長、お願いいたします。

○**矢ノ口特別支援教育課長** まず、先の2点につきまして私からお答えいたします。

通級指導学級の入退級審査会でございますが、現在は年間各4回ずつを予定しております。難聴・言語障害、情緒障害等通級指導学級につきましては、小学校と中学校に分け、さらに3つのカテゴリーに分けて年4回ずつ行っております。この辺りは自治体によりましてスパンが様々なところがあり、学期で区切っているところなどもあるかと思いますが、立川市の場合には概ね3ヵ月に1回程度開催しております。それは一旦保護者の方にお申し込みをいただいた後、通うこととなります通級指導学級に試しに仮に通級していただいて、どのぐらいの見通しをもってどんな指導をしていくのか、その辺りの手立てを考えたり、今後のプログラムを考えていく上で、ある程度資料の作成などにも時間をいただいておりますので、随時というよりはあらかじめ年間の中で日程を設定しておきまして、そこに間に合った順に審査をかけて、審査が終わり次第、正式に入級という手続きをとっております。

また、2点目の児童の定数や教員の方の対応でございますが、当然ながら5月1日現在の児童・生徒の数に基づいて教員配置ということでございますので、年度の途中で入級が増えてまいりますと、児童・生徒が入っていくのが難しい曜日というのが出てしまうという現状は一方ではございます。ただ、通級指導学級ですので、週に8時間、少ない児童・生徒の方ですと週1日、1、2時間という方もいらっしゃいますので、あるお子さんは月曜日しかいらっしやらない、ある児童・生徒については午前中の2時間で帰るといような全く個別の出入りがございますので、その辺りは各学級で工夫していただきながら、なるべく多くの必要な児童・生徒の指導をお願いするようにしております。

3点目は、統括指導主事からお答えします。

○**福田委員長** 3点目、教育課程の編成については、中村統括指導主事、お願いいたします。

○**中村統括指導主事** 私から説明いたします。

通級指導学級の教育課程につきましては、一人ひとりの児童・生徒のものを作成することとなっております。通級指導学級の教育課程の作成につきましては、在籍校の校長先生のお名前で作成していただくこととなっております。もちろん中身、指導時間や指導内容等もご

ざいますので、通級指導学級の担任と連携をしながら教育課程を作成し、それに基づいて指導をしていくことになります。

○**福田委員長** 在籍校の校長が作成するというところでございます。田中委員、いかがですか。

○**田中委員** ありがとうございます。そこで、この規則をより実効性のあるものにする意味で2点今後検討していただきたいと思います。今日は回答の必要はないですが、今後、児童が増える可能性があります。そういう点では、先ほど矢ノ口特別支援教育課長から学級で工夫とありましたが、本当に現実問題、学級で何をどう工夫できるんだろうか、その辺りをももう少し人的な配置も含めてお考えいただきたい、それが1つです。

あと、統括指導主事からお話があった、在籍校の校長が作成するというところですけれども、十分これまでもやってこられたので継続してほしいのですが、在籍校の校長が作成しただけにはしてほしくないということです。特別支援教育課が目を通して、指導助言していただきたいと思います。これまでお聞きするところによると、統括指導主事のほうで各学校を回ってそれをご覧になりながら指導されているということですが、引き続きご指導を通して特別支援教育の充実に努めていただきたい、私から2点お願いいたします。

○**福田委員長** 2点のご要望でございます。よろしく願いいたします。なお、教育課程の編成権はもちろん校長にあるのは重々承知しておりますけれども、それをよく吟味されて、そして特別支援教育課のほうで指導助言等、適切なものをお願いしたいと思います。

○**福田委員長** それでは、議案第24号及び議案第25号の協議を終了します。

議案第24号、立川市就学支援等検討委員会規程を廃止する規程について及び議案第25号、立川市就学支援等検討委員会規則の制定について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、議案第24号、立川市就学支援等検討委員会規程を廃止する規程について及び議案第25号、立川市就学支援等検討委員会規則の制定については承認されました。

次に、議案第26号及び議案第27号についても関連する内容でございますので、一括して協議を行います。

ご質疑、お願いいたします。伊藤委員、お願いします。

○**伊藤委員** 難聴・言語障害通級指導の件についてお尋ねしたいのですが、実際に訓練とか指導を行う方は言語聴覚士、STセラピストの方になると思いますが、その方はこの委員会の中には入っていらっしゃらないでしょうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○**福田委員長** 矢ノ口特別支援教育課長、お願いいたします。

○**矢ノ口特別支援教育課長** 今のところ言語聴覚士の方は委員には入っていらっしゃいません。

○**福田委員長** 伊藤委員、いかがですか。

○**伊藤委員** つまり、そういう指導が必要なかどうかということを判断されて、実際に指導されている方はSTセラピストの方になると思うので、判断する人の中に言語聴覚士の方が

いないというのはいかがなものでしょうか。

○福田委員長 この件については、中村統括指導主事、いかがですか。

○中村統括指導主事 言語障害の通級の中の学識経験者は東京学芸大学の教授の方をお願いしております、その方は「ことば」と「きこえ」を専門にしていられちゃいますので、今は確認できないのですが、もしかしたら資格はお持ちかもしれませんが、大学で専門にされている方をお願いしてございます。

○福田委員長 伊藤委員、いかがですか。

○伊藤委員 難聴・言語障害では耳の問題が多い方と口の中の形態の問題の多い方がいらっしゃるって、STの方の中にも、どちらかという口の中の形態のほうの訓練がお上手な方とそうでない方がいらっしゃるって、その辺の皆さんのご意見、現場の声をよく聞いていただいて、有意義な指導をしていただければ私はよろしいと思っています。その辺の調整等をお願いしたいと思います。

○福田委員長 調整についての要望でございます。ご考慮をお願いいたします。

ほか、ご質問等ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 それでは、議案第26号及び議案第27号の協議を終了します。

議案第26号、立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の制定について及び議案第27号立川市情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則の制定について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、議案第26号、立川市難聴・言語障害通級指導学級入退級審査会規則の制定について及び第27号、立川市情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則の制定について、は承認されました。

---

## ◎議 案

(5) 議案第28号 立川市公の施設（柴崎体育館）指定管理者の選定について  
(諮問)

## ◎協 議

(3) 立川市柴崎市民体育館への第2期指定管理者候補者の選定について

○福田委員長 次に、議案第28号、立川市公の施設（柴崎体育館）指定管理者の選定について（諮問）を議案とします。なお、議案第28号、立川市公の施設（柴崎体育館）指定管理者の選定について（諮問）は、協議(3)立川市柴崎市民体育館への第2期指定管理者候補者の選定についてと関連しているため、一括してご説明をお願いします。

お手元の2枚綴りの資料、立川市公の施設指定管理者候補者の選定について（諮問）及び立川市柴崎市民体育館への第2期指定管理者候補者の選定についてをご参照願います。

井上スポーツ振興課長、ご説明等お願いいたします。

○井上スポーツ振興課長 議案第 28 号につきましてご説明申し上げます。

本件は、立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例第 7 条の規定に基づく諮問でございます。平成 22 年 4 月から柴崎市民体育館に導入いたしました指定管理者制度でございますが、平成 27 年 3 月末をもちまして 5 年間の指定管理期間が満了となりますことから、導入から 4 年を経過したこともありまして、平成 27 年 4 月以降も同体育館において、同制度を継続することといたしました。

机上に第 2 期指定管理者候補者の選定の資料がございますので、こちらの資料に基づきまして主要な部分についてご説明申し上げます。

資料の (1) 指定期間でございますが、5 年間となっております。(2) の開館時間でございますが、午前 9 時から午後 11 時まで、使用区分は体育室で 4 区分でございます。休館日は毎月第 3 月曜日、年末年始及び教育委員会が特別に認めた臨時休館ということでございます。あわせて (3) 参加要件及び (4) 今後の日程 (案) をお示ししているところでございます。

現在の内容を踏襲する形となっておりますことから、条例改正等の必要はございません。これにあわせて第 2 期指定管理者を募集するというところで、公の施設指定管理者候補者選定審査会に諮問をいたしたいということでございます。

説明は以上でございます。

○福田委員長 ありがとうございます。議案第 28 号及び協議 (3) の説明を終了いたします。

協議 (3) 立川市柴崎市民体育館への第 2 期指定管理者候補者の選定についてを協議します。

協議 (3) につきまして質疑及び協議に移ります。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

はい、伊藤委員。

○伊藤委員 第 2 期ということで、1 期の 5 年間に関しての何か問題点であるとか、改善要求とかということはございましたでしょうか。その辺がありましたら教えていただきたいと思っております。

○福田委員長 問題点等ございましたらどうかということですが、井上スポーツ振興課長、お願いします。

○井上スポーツ振興課長 この 1 期の 5 年間の運営状況でございますが、直営で運営をしていたときに比べまして利用者数は増えております。サービスの面で、専門に研修を受けた社員が対応しておりまして、そのスキルを持った方が対応しておりますので、非常に気持ちよく利用できたということで概ね市民の評価は高いと感じているところでございます。

○福田委員長 市民の評価は高いということでございます。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 それでは、協議 (3) の協議を終了いたします。

協議 (3) 立川市柴崎市民体育館への第 2 期指定管理者候補者の選定について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、協議(3)立川市柴崎市民体育館への第2期指定管理者候補者の選定について、は承認されました。

次に議案(5)に戻り、立川市公の施設(柴崎体育館)指定管理者の選定について(諮問)を議案とします。先ほど協議(3)立川市柴崎市民体育館への第2期指定管理者候補者の選定についてのご承認をいただきまして、議案第28号、立川市公の施設(柴崎体育館)指定管理者の選定について(諮問)は選定審査会に対して諮問するものでございます。

これより質疑に移ります。ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** ないようでございます。議案第28号の協議を終了いたします。

議案第28号、立川市公の施設(柴崎体育館)指定管理者の選定について(諮問)をお諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、議案第28号、立川市公の施設(柴崎体育館)指定管理者の選定について(諮問)は承認されました。

---

## ◎議 案

### (6) 議案第29号 立川市公の施設(柴崎図書館・上砂図書館・多摩川図書館) 指定管理者の選定について(諮問)

○**福田委員長** 次に、議案第29号、立川市公の施設(柴崎図書館・上砂図書館・多摩川図書館)指定管理者の選定について(諮問)を議案とします。

お手元の2枚綴りの資料、立川市公の施設指定管理者の選定について(諮問)及び第8回定例会で配付されました資料、地区図書館への指定管理者制度の拡大についてをご参照願います。

小宮山図書館長、ご説明等お願いいたします。

○**小宮山図書館長** それでは、本議案につきましてご説明を申し上げます。あわせて、第8回での協議の内容を含めて、ご説明いたします。

本件につきましては、立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定に基づきまして、立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会に諮問するという内容でございます。

立川市の図書館につきましては、8館の地区図書館のうち、現在5館につきまして指定管理者制度を導入してございます。今回につきましては、残り3館、柴崎図書館・上砂図書館・多摩川図書館につきまして、平成27年4月より指定管理者制度を導入することといたしまして、その候補者の選定につき諮問するという内容でございます。なお、立川市公の施設指定管理者候補者の選定について(諮問)(案)で、諮問事項の1公の施設の名称及び所在地のと

ころで1箇所誤りがございました。(1) 立川市柴崎図書館の所在地でございしますが、立川市幸町となってございました。柴崎町の誤りでございます。謹んで訂正を申し上げます。こちらの3館につきまして指定管理者制度の導入を図るというものでございます。

なお、内容につきましては第8回の協議にてご承認いただきましたとおり、指定期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間といたしまして、先行に導入しておりました5館と同様、開館日、開館時間につきましても拡大等を図ってまいります。今後の日程につきましては、先ほどの体育館と同じように、11月に諮問に対する答申を頂戴いたしまして、教育委員会定例会への議案提出を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○**福田委員長** ご説明ありがとうございました。議案第29号の説明を終了いたします。議案第29号は、柴崎図書館・上砂図書館・多摩川図書館の指定管理者候補者の新たな選定に関して選定審査会に諮問するものでございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** それでは、議案第29号、立川市公の施設（柴崎図書館・上砂図書館・多摩川図書館）指定管理者の選定について（諮問）の協議を終了します。

議案第29号、立川市公の施設（柴崎図書館・上砂図書館・多摩川図書館）指定管理者の選定について（諮問）をお諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、議案第29号、立川市公の施設（柴崎図書館・上砂図書館・多摩川図書館）指定管理者の選定について（諮問）、は承認されました。

---

## ◎協 議

### （1）教育委員会の点検・評価について

○**福田委員長** 次に、協議に入ります。

協議（1）教育委員会の点検・評価について、を協議とします。

お手元の資料、教育委員会の点検・評価の外部委員評価をご参照願います。

はじめに50ページから57ページまでの図書館基本計画の外部委員評価について、栗原教育総務課長、ご説明をお願いいたします。

○**栗原教育総務課長** それでは、教育委員会の点検・評価につきまして、ご説明をいたします。

本日は図書館基本計画の4施策、第2次子ども読書活動推進計画の3施策、計7施策に対する外部評価委員の評価をご説明いたします。

ご案内のとおり、当初、この施策に対しては青山学院大学教育人間科学部の野末准教授に評価をお願いしておりました。ただ、期日までに評価の提出がなく、その後、事務局から何度も野末先生には連絡をいたしましたが最終的には連絡がとれませんでしたので、委員の委

嘱を解き、新たに千葉経済大学短期大学の齊藤誠一教授にこの施策に対する評価をお願いいたしました。急な委員の変更により評価資料が届きましたのが昨日となり、教育委員の皆様には大変ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

それでは、50 ページ、図書館基本計画に基づく施策の1つ目、14「新たな収集方針の策定と計画的な蔵書構成」でございます。

評価表の一番下の部分に外部評価委員の評価を記載してございます。ポイントを中心に説明をいたします。収集方針も基本を押さえながら、新たなニーズに対応することが必要であり、それへの対応がなされている。除籍・保存に関する基準の見直しや保存スペースの確保を行っている点も評価できるということでございます。今後の方向性として、共同保存なども視野に入れながら、計画的な情報収集と保存に努められたいという意見をいただいているところでございます。

続きまして 52 ページ、施策 15「他の機関との連携・協力の推進」でございます。

他機関との連携強化に向けて積極的に取り組んでいることへの評価をいただいております。学校利用が増えている点及び庁内関連部署または市内の関連団体との連携により、興味深い企画や情報提供がなされていることへの評価をいただいているところでございます。今後につきまして、近隣市との連携による相乗効果を期待したいというご意見をいただいているところでございます。

54 ページ、施策 16「図書館サービスの拡充」でございます。

地域の課題解決支援に積極的に取り組んでいる点について、また、利用者の利便性を向上させる、このような取り組みが評価をいただいているところでございます。貸出作業の省力化と同時に、レファレンスサービスを含む人的支援や利用者とのコミュニケーションを大切にする図書館になってもらいたい、というご意見をいただいております。

56 ページ、施策 17「利用拡大に向けた効果的な運営」でございます。

全体的に取組内容に評価をいただいております。この取組を維持していくためには、資料費と人材の確保が必要である。図書館をうまく機能させるノウハウを持った人材と同時に、長期的な視点に立った図書館政策を立案できる人材を確保することが利用の拡大にもつながる。利用者限定したアンケート調査だけでなく、広範な市民の意見を聞くアンケート調査を行い、図書館利用の障害になっている点の分析も必要であろうというご意見をいただいているところでございます。

以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。図書館基本計画についての説明を終了いたします。

外部評価委員の齊藤先生からいただいた評価及びコメントのご説明でございました。

これより質疑及び協議に移ります。まず 50 ページから 57 ページ、図書館基本計画のご質疑をお願いいたします。

まず 50 ページ、14「新たな収集方針の策定と計画的な蔵書構成」についてはいかがですか。

はい、田中委員

○**田中委員** 今回は非常に短期間の間に当市の課題を的確に把握しながら適切な評価、コメントをいただいて本当にありがとうございました。恐らく、その背景には事務局の皆さんの丁寧な説明がおありだったと思います。

50 ページのところ、今後、共同保存なども視野に入れながら、計画的な情報収集と保存に努めてもらいたいとあります。これについては当市としてこの計画的な情報収集と保存というのはどの程度されているのか、また、今後どのような方向を目指していらっしゃるのか、その辺を少しお尋ねしたいと思います。

○**福田委員長** 小宮山図書館長、お願いいたします。

○**小宮山図書館長** ただいまご質問いただきました計画的な情報収集ということで、ご指摘のとおり、情報収集は図書館で情報を発信する上で基本となる部分でございますので、非常に重要な部分だと考えております。現在は図書館として行政情報、地域情報というのをいかに漏れなく集めることができるかということで、できるだけ庁内の情報の収集あるいは市内の情報収集ということで、庁内各部署との連携というのが重要になってくると考えておりました。庁内各課との情報の共有化といったものを図るように各課に案内を出してお願いをしているところでございます。なお、今後につきましては紙ベースの情報以外にもこれからは電子情報というのがかなりウェイトを占めてくると考えておりますので、この点につきましても今後その情報の収集、漏れのないように工夫をして努めてまいりたいと考えているところです。

○**福田委員長** 田中委員、いかがですか。

○**田中委員** どうもありがとうございました。

○**福田委員長** ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 次、52 ページ、15「他の機関との連携・協力の推進」でございます。ご質疑をお願いいたします。田中委員。

○**田中委員** ここでも齊藤委員から適切なコメントをいただいております。この中で、今後、近隣市との連携による相乗効果に期待したい、とあります。そういうことでこれまでの実績を踏まえて相乗効果の大きな成果、また課題についてどうなっているのか、その辺りをお聞きできればと思います。ご承知のように相互補完作用、非常に大事ですが、必ずしもうまくいっていないので、その辺りの課題もご紹介いただけるとありがたいと思います。

○**福田委員長** 近隣市との連携による相乗効果及び課題について、小宮山図書館長、お願いします。

○**小宮山図書館長** ご質問のありました相乗効果の部分でございますが、まず効果の部分といたしましては、お互いの市民がお互いの市の図書館を利用できるということで、特に国立市ですとか武蔵村山市、昭島市の立川市との市境の所にお住いの立川市民が、特に近隣市との今回の相互利用ということで非常に利用頻度が高まっております。他市の図書館の利用というのも図っている状況で、そういった意味では、今までなかなか市境の方々のところまで

きめ細かい図書館サービスというのが行き渡りにくかった部分が補完できているところが大きいと思っております。

今後の課題につきましては、こういった誰もが行きやすい図書館環境というものをこれからつくっていかねばならないと考えておりますので、今後の連携の進め方におきましても、お互いの市民が効果的に利用できるような、そういった利用しやすい相互利用の関係をつくっていくとともに、そこを通じていかに交流の活性化といったところまでつなげていけるのかということが課題でもありますし目指すところでもあると考えています。

○**福田委員長** 田中委員、いかがですか。

○**田中委員** 誰でも行きやすい、また利用しやすいということは大事なわけですが、1 つだけ今後検討していただきたいことですが、国立市の市民の方は非常に立川の図書館を有効活用しています。逆に立川の市民の方は国立の図書館利用が少ないと市民の方からの声もありますが、その辺りの課題についてはよく分析されて、せつかくのお互いの連携体制をとっているわけですので、立川の市民の方に、国立市、また平成 26 年度から新たに連携協定を締結する昭島市、武蔵村山市との相互利用がより活発になるように今後取り組みをよろしく願います。

○**福田委員長** ご要望でございます。お願いいたします。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 次、54 ページ、16「図書館サービスの拡充」でございます。

ご質問をお願いします。田中委員、お願いします。

○**田中委員** ここでは齊藤委員のコメントにレファレンスサービスを含む人的支援や利用者とのコミュニケーションを大切にする図書館となってもらいたい、とあります。私は市民としてかなりレファレンスサービスを利用しています。利用者に対して丁寧に対応し、しかも迅速に的確に対応しているので非常に私は好感をもって感謝しているんですが、このようなコメントが出てきている背景は何だろうと思って少し懸念しているところです。

○**福田委員長** 小宮山図書館長、この件についてはいかがですか。

○**小宮山図書館長** 今ご指摘のとおり、レファレンスサービスにつきましては非常に高い評価をいただいているところでございます。この中身につきましては、中央図書館にセルフサービスの貸出機を導入したということで、それにつきまして、職員の手を借りずに自分で自由に借りることができるということで非常に便利になったという意見と同時に、今までは貸出をするときにちょっと職員と本の話、雑談をしたり、ご自身の趣味の話ですとかをすることができましたけれども、機械になって、そうした職員と接する機会が少し失われてきたのではないかとご指摘、ご意見をこちらの利用者向けの調査の中の個別意見という形で幾つか頂戴しているところです。

ただ、委員ご指摘のとおり、サービスが向上したというご意見も同時に多く頂戴しておりまして、図書館といたしましても、そういった好意的な評価に満足することなく、実際には

このように個別意見としまして職員と接する機会が少し失われたのではないかというご意見を頂戴しておりますので、今後、より一層、話しかけやすい、そういう職員体制につきまして工夫をしてみたいと考えております。

○**福田委員長** 田中委員、いかがですか。

○**田中委員** 図書館長から説明があったことは私は実感しておりませんが、職員の方とのコミュニケーションについて、そういう声がありとすれば、先ほど図書館長がおっしゃったように、環境整備、条件整備、その辺りをいろいろと市民の声をお聞きしながらご検討いただければと思います。本当にありがとうございます。一市民として感謝しております。

○**福田委員長** ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 次に 56 ページ、17「利用拡大に向けた効果的な運営」でございます。

ご質問をお願いします。伊藤委員、お願いします。

○**伊藤委員** 齊藤委員のコメントにありましたように、アンケートについて、使っている方のアンケートというのはもちろんより使いやすくするというので必要かもしれませんが、使わない方にどうやって使っていただくか、どういうふうには今度は足を運んでいただくかというアンケートも必要なのではないかと、これを見て改めて感じたということでございます。

○**福田委員長** ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** それでは、以上で図書館基本計画についての協議を終了します。

図書館基本計画について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、図書館基本計画は承認されました。

次に 58 ページから 63 ページ、第 2 次子ども読書活動推進計画のご説明を栗原教育総務課長、お願いいたします。

○**栗原教育総務課長** それでは、資料 58 ページでございます。ここから 3 つの施策、第 2 次子ども読書活動推進計画に基づくものでございます。

施策 18「学校と学校図書館の取組（学校図書館の活性化）」でございます。

外部評価委員の評価でございます。学校図書館への“人”の配置がよい効果を生み出している。学校図書館法の改正によって“学校司書”が位置付けられた。平成 27 年 4 月 1 日からの施行であるが、必要な措置を講じ、学校図書館関係者の資質の向上のため研修等の実施に努めてもらいたい、という意見をいただいています。なお、この学校司書に対しましては、努力義務となり、運用の詳細については平成 27 年度に明らかになるということでございます。今後、国等の情報を注視したいと考えております。

60 ページ、施策 19「地域や家庭の取組（乳幼児からの読書のきっかけづくり）」でございます。

ブックスタートはもとより、幼児向けおはなし会は、親同士の交流の場ともなっており、この事業の拡大は評価できる。また、図書館が作成するパンフレット類も充実しているというところでございます。他の図書館の事例も参考にしながら、読書のきっかけづくりを継続的に実施してもらいたい、というご意見をいただいております。

施策の最後でございます。20「立川市図書館の取組（読書の専門機関としての計画の推進と支援）」でございます。

小学校への定期配送の実施や継続的なボランティアの養成を図書館が実施している点は評価できると評価をいただいております。図書館離れに対しましては、POP展示やビブリオバトルの開催、こういったことが不読率の解消にもつながると思う。図書館が蓄積してきたノウハウを積極的に活用し、読書活動推進の中核として機能することを望みたい、というご意見をいただいております。

説明は以上でございます。

○**福田委員長** 第2次子ども読書活動推進計画についての説明を終了します。外部評価委員の齊藤委員からいただいた評価及びコメントの説明でございました。

これより質疑及び協議に移ります。まず58ページ、18「学校と学校図書館の取組（学校図書館の活性化）」でございます。ご質疑をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○**福田委員長** 次に、60ページ、19「地域や学校の取組（乳幼児からの読書のきっかけづくり）」でございます。ご質疑をお願いいたします。はい、田中委員。

○**田中委員** 齊藤委員からコメントが寄せられていますけれども、ブックスタートに対してセカンドステージ、さらにサードステージ、充実させるようにということでコメントがありますけれども、本市としてはどの程度までブックスタートについて、セカンドステージ、サードステージについてお考えなのか、あるいは今後どう進めていこうとされているのか、その辺りをお尋ねしたいと思います。

○**福田委員長** 小宮山図書館長、お願いします。

○**小宮山図書館長** 現在、ブックスタートにつきましては乳幼児健診ということで3、4か月児健診の会場で行われている状況でございます。そこで留まることなく、その後の1歳6か月児健診ですとか3歳児健診、そういった様々な健診等の場を活用しまして、本の読み聞かせ、読書のきっかけづくりをするという取組、確かに各市で実施されているところも増えてきていると伺っております。

本市としましてもこの取組につきましては現在研究を進めておりまして、実際に健診を実施しております健康推進課とも連携をしながら、その実施ができるかどうか検討をしているところでございます。1歳6か月児ですとか3歳児になりますと健診の時間のゆとり等がなかなか確保できない状況でございまして、健診時間の関係もございまして。そのため、読み聞かせ等々のそういう読書のきっかけづくりの時間を確保できる状況ができれば、是非ともそういったことを試行的にも実施してまいりたいと考えているところでございます。

○福田委員長 田中委員、いかがですか。

○田中委員 是非またよろしく願いいたします。

○福田委員長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 62 ページでございます。20「立川市図書館の取組（読書の専門機関としての計画の推進と支援）」でございます。ご質疑をお願いします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございます。それでは、第2次子ども読書活動推進計画についての協議を終了します。

第2次子ども読書活動推進計画について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「はい」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって第2次子ども読書活動推進計画は承認されました。

---

## ◎協 議

### （2）立川市立小学校使用教科用図書採択について

○福田委員長 次に協議（2）立川市立小学校使用教科用図書採択について、を協議とします。資料につきましては、前回の定例会で配付いたしました4枚綴りの資料、立川市立小学校教科用図書選定検定委員会報告書をご参照願います。

泉澤指導課長、ご説明をお願いいたします。

○泉澤指導課長 前回、教科用図書の選定検討委員会の結果をご報告申し上げました。本日は各教育委員の皆様がこれまでに行われました教科書の調査研究を踏まえて、立川市として平成27年度、各小学校で使用する教科用図書の教科別の選定の協議をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○福田委員長 立川市立小学校使用教科用図書採択についての説明を終了します。

教科用図書選定検討委員会がお示した教科書を選定するにあたっての視点がございまして、及び9つの調査研究部会の検討経過等についてのご報告を前回いただきました。私ども教育委員として、それぞれが調査研究をした経過、成果等を踏まえ、ご意見をいただきながら教育委員会の権限と責任において審議したいと考えております。ご協力をお願いいたします。

それではこのあと9教科11種目の単位ごとに協議し、立川市立小学校使用教科用図書採択について、教育委員会としての意見をまとめた上で、方向性を出していきたいと思っております。そして次回の定例会の議案での採決に備えてまいります。

これより質疑及び協議に移ります。まず1番目、国語科、国語の教科用図書ですが、5者5種目ございますが、これについてのご意見及び方向性についてのご意見をお願いいたします。

田中委員、お願いします。

○田中委員 ただいま福田委員長から教育委員のそれぞれ権限と責任においてと、そういうお

話がありました。今、国語科国語からと委員長からお話がありました。その前に1、2点申し上げたいと思います。

今回、平成27年度使用立川市立小学校教科用図書について、調査研究また検証をしてまいりました。

1点目は、平成27年度から30年度使用教科書調査研究資料(小学校)、これが平成26年6月、東京都教育委員会から出されたものです。2点目、平成27年度使用小学校用教科書編集趣意書、これは11教科、各教科書の会社から出ています。3点目が、立川市立小学校教科用図書選定検討委員会報告書、その他に4点目、平成24年から25年度、東京都の児童・生徒の学力向上を図るための調査、これを検証してまいりました。ご承知のように平成22年12月に出された立川市学校教育振興基本計画等々を見させていただいて、なお平成22年第16回立川市教育委員会定例会での議事録等を見せていただいて、他に重要な視点としては、特に教育委員会指導課の重点指導である学力向上の定着あるいは現行教科書等々についても検討したいと思います。

さらに重要なことは、私ども実際、平成14年から26年度、立川市の小学校の使用教科書11教科、これを全部目を通した上で、平成25年度児童・生徒の学力向上を図るための調査における上位9市の選択教科、これを全て見させていただきました。ご承知のように、東京都の学力調査についてはそれぞれお示ししてあるわけですが、この中で正答率を考慮しながら23区の中の上位10市、多摩地区の26市の中の10市、それらの教科書もどのように使われているか等々調べてきました。そういうことを含めて13の視点をもって今回、調査検討してまいりました。

それに関わって調査した時間ですけれども、自宅での検証に要した時間が34時間、図書館で4時間、あと、教育委員会で教科書が展示されていますのでこれが10時間30分、合計48時間30分を検証のために要しました。なお、次回決定、採択するわけですので、引き続き検証していきたいと思います。

その上で、国語について申し上げます。国語については5者5種目を検証させていただいて、私はその中で国語科国語については光村図書が適切ではないかと思えます。

その理由については、言葉の活用に工夫が見られることです。なお、高学年は上下巻刊行になっています。これは見通しをもった学習が可能であり、かつ自主性など自分を見つめ直す視点が設けられておりますし、その上でなおかつ中学校との連携の配慮がされています。ご承知のように当市は中学校は光村図書を使用しています。光村図書は手書きに近い書体を採用していますし、日本の伝統や文化、郷土を愛する心を育む教材が全ての学年に用意され、かつ人権に配慮する工夫が見られます。

時間の関係でその点で留めますが、ほかに6点ほどあります。そういう点で今の理由を通して国語科国語については光村図書が適切であると考えております。

○福田委員長 伊藤委員いかがですか。いいですか。

○伊藤委員 はい。

○福田委員長 平山委員いかがですか。いいですか。

○平山委員 はい。

○福田委員長 小町教育長はどうですか。

○小町教育長 本市は学力向上ということで取り組んでおりまして、その学力向上研究校におきましても国語、言語活動を中心として学力の向上ということで今、各学校で取り組んでいただいているところでございます。田中委員ご指摘の光村図書に関しましては、その意味で読み解く、読み解いたものを理解してなおかつ表現するという意味で内容が大変豊富な教材となっていると感じております。

また、教育出版に関しまして、字体が光村に比較しまして若干大き目になっていまして、そういう点では見やすいレイアウトとっておりますけれども、内容は本市が目指すところといたしまして光村図書が一つ候補に挙がると考えています。

○福田委員長 私は司会及び調整役にまわらせていただきます。なお、ご意見が分かれた場合に、採決になった場合に私のほうで決することになると思います。

それでは、国語科国語についての協議の方向性が見えてまいりましたので、協議を終了してもよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○福田委員長 次に、2番目、国語科書写の教科用図書でございます。6者6種目ございますが、これらについてのご意見及び方向性についてのご意見をお願いします。

はい、田中委員。

○田中委員 国語科書写については、6者6種目を検証させていただきました。その結果、光村図書が適切であると考えております。

その理由については、1・2年生用は姿勢や筆記用具の持ち方等が分かりやすく工夫されている、また、筆運びについても、どの学年も分かりやすく工夫していることが挙げられます。学習の目標に即して知識・技能の定着や自己の成長を確認できるよう末尾に自己評価が設けられていました。さらに書き始めの手本が見開きで示され、書写しやすい工夫をしていたと思います。

その結果、国語科書写は光村図書が望ましいと考えています。

○福田委員長 伊藤委員、いかがですか。いいですか。

○伊藤委員 はい。

○福田委員長 平山委員、いかがですか。

○平山委員 ありません。

○福田委員長 小町教育長。

○小町教育長 書写に関しまして、光村図書の手本が実際の用紙とほぼ同じくらいの大きさで綴じ込みで編集されていまして、授業の中で実際に使うときには手本として大変使いやすいと思われました。

○福田委員長 それでは協議の方向性が見えてまいりましたので国語科書写の協議を終了して

もよろしいでしょうか。

〔はい〕との声あり〕

○**福田委員長** 次に、3番目社会科社会の教科用図書でございます。4者4種目ございますが、これらについてのご意見及び方向性についてお願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中委員** 社会科については、4者4種目を検証させていただきました。その結果、東京書籍が望ましいのではないかと思います。

その理由については、特に、つかむ、調べる、まとめる、いかす、こういう学習段階での問題解決が図られるように各学年で見開きで学習の進め方が述べられている点が1つです。学習指導要領の内容が系統的に配列して防災教育などの新しい教育課題に関する教材が充実していた。他者も一部ふれていますけれども、東京書籍のほうがより具体的ではないかと思いました。次に、比較とか発達あるいは補充など、柔軟な扱いが可能な広げるのコーナーを各学年に設定しております、学習意欲を高める配慮をしていました。最後になりますけれども、地図帳との関連が図られておりますし、あわせて、使用することで学習効果が高まるよう工夫されていたように思いました。

○**福田委員長** ほかの委員は、いかがですか。小町教育長。

○**小町教育長** 地図に関しまして、イラストとか図版ということで子どもたちの理解を視覚的に捉える必要があると思っております、東京書籍の図版、イラストの中に解説がうまく綴じ込んでございまして、子どもたちが理解するときに視覚とともに言語的な解説がセットになっているということで、きめ細かい配慮がされていると感じております。

○**福田委員長** それでは協議の方向性が概ね見えてまいりましたので、社会科社会の協議は終了してもよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○**福田委員長** 次に、4番目、社会科地図の教科用図書でございます。2者2種目ございますが、これらについてのご意見及び方向性をお願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中委員** 社会科地図については2者2種目を検証させていただきました。その結果、帝国書院が望ましいと思います。

その理由については、地図の成り立ちとか地図の記号や作図の書き方など、地図の使い方に関する内容が充実しております、かつ丁寧に説明されておりました。あわせて、地図の使用に関する基礎・基本の定着、これを図りやすいように工夫されておりました。また、防災マップづくりが掲載されておりましたし、災害時の身の守り方、そういうのが実践的に考えるように工夫されておりました。国際理解の視点を踏まえ、全ての国の国旗、これは他の教科書にも出ておりましたけれども、帝国書院のほうがより充実していたように思います。あわせて大事な視点は、各国の特色、自然、産業、文化にイラストが掲載されて、非常に分かりやすく工夫されていると思います。なおかつアメリカ合衆国の取り上げ方も非常に適切だった

と思います。特に州の名前と主な都市名が英語表記されており、かつ外国語活動にも活用できるよう工夫されていました。

そういう意味から、社会科地図については帝国書院を推薦したいと思います。

○**福田委員長** ほかの委員はいかがですか。教育長、お願いします。

○**小町教育長** 地図に関しましては、帝国書院の地図の中に東京が三多摩地区も含めて鳥瞰図ということで示してございまして、特に東京は三多摩含めて23区に若干注目が集まりますけれども、三多摩を含めての東京であるという視点が明らかに入っていたと考えます。

○**福田委員長** それでは、方向性が見えてまいりましたので、社会科地図の協議を終了してもよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○**福田委員長** 次に、5番目、算数科算数の教科用図書でございます。6者6種目ございましたが、これらについてのご意見及び方向性についてお願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中委員** 算数については6者6種目を調査研究してまいりました。その結果、学校図書が望ましいのではないか、そう思っています。

その理由については、基礎・基本と発展的な学習の扱いは適切でした。あわせて発展的内容がコラムやチャレンジで扱われて、なおかつ本文と違うデザインで明確に区別していた、そこが良かったのではないかと思います。あわせて量も適切であったと思います。あと、これは他にはない特色が3点あります。1つは、全国学力調査状況、これの正答率の低かった問題がほぼ原文で掲載されて、なおかつ苦手とされる分野の学力をつけるように配慮されていました。2点目は、どの学年も4つの領域が各学年バランスよく配置され、また、3年生では表とグラフを7月に、4年生では折れ線グラフを4月に扱うなど、特に数量関係の領域では効果的扱いを工夫していたと思います。そして6年生は別冊として中学校へのかけ橋が入っています。このことによって中学校数学に関心が持てるように配慮しておりましたので、そういう意味からも算数科については、学校図書が良いのではないかと考えております。

○**福田委員長** ほかにいかがですか。平山委員。

○**平山委員** 私は5者通してですけれども、算数科では学校図書の中学校へのかけ橋が別冊に綴られているということで、中学校への導入という意味でも保護者としても心構えができますし、子どもたちへの心の準備ということに配慮されておりました。研究部会ではあまり肯定的な意見はなかったようですが、私はこの中学校へのかけ橋というところの、小中連携の意味も含めて、こちらを推薦させていただきたいと思っております。

○**福田委員長** ほかに、ございますか。教育長、お願いします。

○**小町教育長** 算数に関しましては、本市の最大の学力向上の中でも特に小学校において課題となっている科目でございます。そういった意味で見えていきますと、学校図書の算数科の教科書はキーポイントやヒントの出し方、補充的学習問題との連携が1冊の教科書の中で大変連携がとれていると感じています。これを使って授業をする場合を想定いたしますと大変使

しやすい教科書になっていると考えています。

○**福田委員長** それでは方向性が見えてまいりましたので、算数科算数の協議を終了してもよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○**福田委員長** 次に、6番目、理科の教科用図書でございます。5者5種目ございますが、これらについてのご意見、方向性についてお願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中委員** 理科については、5者5種目を検証してまいりました。その中で教育出版を推薦したいと思います。

その理由については、学習の導入では大きく美しい写真を使いながら事象を提示し、なおかつ児童が主体的に理科の学習に取り組めるように配慮されていまして。次に、各学年の巻末に、8ページ程度だったと思いますが、資料が掲載されて、質量ともにミニ図鑑と言えるような工夫がされておりました。なおかつ必要な箇所に目立った注意、このマークが設けられておまして、安全指導と危険防止に配慮し、その上で思考の流れを学習の順序あるいは学年の学び方、分かりやすく示し工夫されていたと思います。

そのことを踏まえると理科については教育出版が望ましいと考えております。

○**福田委員長** ほかの委員はいかがですか。教育長、お願いします。

○**小町教育長** 理科に関しまして、観察とか実験というのは大変重要な部分になっていると思っています。この辺は学習指導要領に示されているものでございまして、理科に対する基本的な考察力、観察力にも結び付くと思っています。そういった視点で見ると、教育出版の教科書におきましては考える工夫に関する表記とともに、観察や実験の表記がきめ細かいと考えています。また、図版や写真が明快でございまして、特に6年生の体の解剖図がほぼ等身大といえますか、見開きで描かれていまして、子どもにとってイメージが掴みやすいような表記になっていると考えています。

○**福田委員長** ほか、ございますか。伊藤委員、お願いします。

○**伊藤委員** 理科に関しまして、例えば情報量がとても多い教科書もあったんですけども、あまり細かい点までこの段階で扱うよりは、やはり全体的なバランスを考えたときに、私も教育出版がよいのではないかという印象を持ちました。

○**福田委員長** それでは協議の方向性が見えてまいりましたので、理科の協議を終了してもよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○**福田委員長** 次に7番目、生活科生活の教科用図書でございます。7者7種目ございましたが、これらについてのご意見及び方向性についてお願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中委員** 生活科については7者7種目を検証してまいりました。その結果、教育出版が望ましいと思います。

その理由については、具体的な体験を重視した活動、教材等が適切に示されて、なおかつ教育目標を着実に達成できるそういう内容になっていたと思います。主な活動のイラストは親しみやすいタッチで表現されていましたし、図解や動植物などのイラストが正確に分かりやすいタッチで表現されて、資料性の高いものになっていたと思います。教科書の中にぐんぐんポケットというコーナーがありまして、調べ方、記録の方法、話し合いのルールが掲載され、発見ヒントもそこに折りこまれておりましたし、手立てが工夫されていたと思います。

その他に幾つかありますけれども、そのことをもとにして生活科については教育出版が望ましいと思います。

○**福田委員長** ほかの委員はいかがですか。教育長。

○**小町教育長** 生活科に関しまして、私も教育出版の教科書が望ましいと思っています。特にそれぞれの項目の中に、地球となかよしという項目がありまして、環境に配慮する事項であるとか、おうちでチャレンジなど、家庭教育と連動を意識した教科書の構成になっていまして、生活科という科目の中で教科書として使用する場合、学校の中だけで完結される科目ではございませんので、そういった意味で家庭教育との連動性という意味で教育出版が望ましいと考えています。

○**福田委員長** それでは協議の方向性が見えてまいりましたので、生活科生活の協議を終了してもよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○**福田委員長** 次に8番目、音楽科音楽の教科用図書でございます。2者2種目ございますが、これらについてのご意見、方向性をお願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中委員** 音楽科については2者2種目を調査研究してまいりました。その結果、教育芸術社が望ましいと思います。

その理由については、非常に魅力的な教材がたくさんありますし、児童が意欲をもってその活動ができるように工夫されていたように思います。日本の伝統音楽や音楽文化を、親しみやすくかつ共通事項について、どのような学習内容に活用するか、題材など具体的に示されていたように思います。あわせて学習のねらいや活動の手立てを明確に示し、学習のイメージが分かりやすく工夫するとともに、主体的な音楽づくりの学習に取り組む、そのような工夫がされていたように思います。

そういう理由から、音楽科については教育芸術社が望ましいと思います。

○**福田委員長** ほかの委員はいかがですか。教育長、お願いします。

○**小町教育長** 音楽に関しましては教育芸術社が良いと思っています。田中委員ご指摘のあった指導のめあてが明示されているということは、授業の中で活かす、確認しながら進められるという意味では大変によい構成になっているという点と、それから、日本の伝統音楽に関する表記が詳しくされているという点が良いと考えています。

○**福田委員長** それでは協議の方向性が見えてまいりましたので、音楽科音楽の協議を終了し

てもよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○**福田委員長** 次9番目、図画工作科図画工作の教科用図書でございます。2者2種目ございますが、これらについてのご意見及び方向性をお願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中委員** 図画工作科については2者2種目を調査検証してまいりました。その結果、開隆堂出版が望ましいと思います。

その理由についてですが、図画工作の基礎・基本の定着を図りつつ、なおかつ発展的な学習の対応が考慮されているということが1つです。なお、絵とか立体工作、鑑賞など、バランスよく配列されておりましたし、かつ題材の採用について工夫していたように思います。その上でA4判の適当な大きさで、紙面もカラフルですし、楽しい雰囲気の色合いになっていました。特にユニバーサルデザインにも配慮されていると思います。

そのような理由から、図画工作科図画工作については開隆堂出版が望ましいと思います。

○**福田委員長** ほかの委員はいかがですか。教育長、お願いします。

○**小町教育長** 図工に関しては開隆堂が良いと思っております。個人としての制作が中心になるわけですが、特に1・2年生のところではそれぞれの項目ごとに振り返ってみようということで振り返りを大事にしている表記もございましたし、また、3・4年生及び5・6年生のところでは、それぞれの項目ごとに話し合ってみようということで学び合いを意識した指導構成となっています。そういった意味で図画工作、芸術活動とか創作活動になるわけですが、クラスの中で、子ども同士の関係性の中で、お互い新しい創作、他者を大事にするそういう気運を醸成するというようなところまで目配りをしている教科書だと考えています。

○**福田委員長** それでは協議の方向性が見えてまいりましたので、図画工作科図画工作の協議を終了してもよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○**福田委員長** 次に10番目、家庭科家庭の教科用図書でございます。2者2種目ございますが、これらについてのご意見及び方向性についてお願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中委員** 家庭科については2者2種目について調査研究してまいりました。その結果、東京書籍が望ましいと思っております。

その理由については、1つは、「これだけできるようになる」ではめあてが明確に示されており、振りかえろのコーナーでは、めあてが達成できたかどうか確かめられるように課題把握や課題解決学習が工夫されていたと思います。また、単元の流れが整理整頓されて、例えばですけど、掃除とか洗濯とかの性質を調べるなど、関連性が考慮され、なおかつ児童の思考の流れを考慮して作成されたものだと思います。その上で書き込み欄が豊富にありますし、教科書がそのままワークシートとして活用するように工夫されておりましたし、

なおかつ巻末には、いつも確かめよう、調理や裁縫の基礎・基本が大きな絵や写真あるいはポイントなどで分かりやすく示されておりましたし、児童の振り返りが工夫されていたと思います。

そんな理由から、家庭科については東京書籍が望ましいと思っています。

○**福田委員長** 他の委員はいかがですか。教育長、お願いします。

○**小町教育長** 私も家庭科に関しては東京書籍がよいと思います。

田中委員からご指摘がございましたけれども、授業の中で気づきとか記録を直接教科書に記入できるというのは家庭科の授業を進める上でトレンド性ということで、1冊の中で完結できる、また自分が記入したものを振り返りで家に帰っても教科書の中で確認できるという意味で、東京書籍がすぐれていると考えています。

○**福田委員長** それでは協議の方向性が見えてまいりましたので、家庭科家庭の協議を終了してもよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○**福田委員長** 最後11番目、体育科保健の教科用図書でございます。5者5種目ございますが、これらについてのご意見及び方向性をお願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中委員** 体育科保健については、5者5種目を調査研究してまいりました。その結果、東京書籍が望ましいと思います。

その理由については、振り返る、話し合う、考える、やってみるなど単元の内容に応じて学習活動が工夫されているということです。また、防災教育とか安全教育などについても、発展的な学習として自然災害によるけがの予防や防犯に関する内容も新たに盛り込まれていて、児童の災害の備えや防犯への意識を高めるように工夫されていたと思います。また、他教科、他学年との学習内容と関連されて、系統的な理解ができるように配慮していました。最後に、資料を豊富に使って、授業の流れが分かりやすいレイアウトになっていたように思います。そのような工夫も他者と比較すると良いと思います。

以上の理由から体育科保健については東京書籍が望ましいと思います。

○**福田委員長** 他の委員はいかがですか。小町教育長、お願いします。

○**小町教育長** 体育科保健に関してでございます。私も東京書籍がほかの教科書よりも望ましいと考えます。

特に児童の自立というか自主的な取組を意識した教科書構成になっていると思っています。話し合う、調べる、高めるということがそれぞれ項目立てされておまして、自主的な学習を促すような教科書の構成になっていると考えております。

○**福田委員長** 協議の方向性が見えてまいりましたので、体育科保健の協議を終了してもよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○**福田委員長** それでは立川市立小学校使用教科用図書採択についての協議を終了いたします。

立川市立小学校使用教科用図書採択についての意見をまとめ、方向性を確認したところでございます。次回第 16 回定例会での採択の指針といたします。

立川市立小学校使用教科用図書採択について、お諮りします。

本日の協議におけるまとめ及び方向性を承認することでご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。

○田中委員 今、委員長がおっしゃったことに異議はありませんけれども、次回の第 16 回で採択をいたします。その上で先ほど私申し上げたように、この調査研究で 48 時間 30 分調査研究をしまいいりました。なおかつ採択まで約 2 週間ほど時間がありますので、引き続き検証していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○福田委員長 それでは、今、田中委員からもございましたけれども、異議なしと認めます。

よって、協議 (2) 立川市立小学校使用教科用図書採択についてのまとめ、方向性については協議を終了いたします。

---

## ◎報 告

### (1) 平成 27 年度の指定校変更について

○福田委員長 次に、報告に入ります。

報告 (1) 平成 27 年度の指定校変更についての報告でございます。

お手元の 4 枚綴りの資料、平成 27 年度の指定校変更制度について及び市内小学校新一年生の保護者宛の資料等をご参照願ひします。

大石学務課長、報告、説明等願ひいたします。

○大石学務課長 それでは、平成 27 年度の指定校変更について、ご報告申し上げます。

資料につきましては、保護者宛にお送りした指定校変更制度についてと柏小学校における児童数・学級数調査の 2 点をご覧ください。

新年度に小学生となる新入学児童の距離による指定校変更につきましては、平成 26 年度まで西砂小学校のみを受入れ不可能な学校として周知してまいりました。しかし、平成 27 年度におきましては、西砂小学校に加えて柏小学校が受入れ不可能となるため、対象者への通知及び広報の紙面上においてその旨の周知を行っております。

柏小学校で距離による指定校変更を受け入れることができなくなった経緯でございますが、柏小学校につきましては、平成 24 年度に全学級数が 19 学級となり、空き教室がなかったことから、2 教室ありました少人数教室の一室を普通教室に転用することで対応いたしました。その後平成 25 年度では 18 学級に戻りましたが、平成 26 年度は 3 月末まで 1 年生の学級数が確定しないという状況でございましたけれども、最終的に 4 学級で決定いたしまして、再び全体で 19 学級ということになりまして、平成 24 年度に転用を行った教室をもう一度普通教室として利用したところでございます。それ以外に現在普通教室に転用できる教室が無い状況となっております。

その中で、平成 27 年度の新入学予定児童の調査を行ったところ、隣接校学区から距離による指定校変更を受入れた場合は、新 1 年生が 4 学級となる可能性が高まっておりまして、柏小学校の現況施設では対応ができないと判断したため、西砂小学校と同様に受入れが不可能な学校としております。

ここで対象となる保護者の方への周知につきまして、もう少し詳しくご説明申し上げます。先週、8 月 8 日に平成 27 年度に市内の小学校へ入学する予定の児童の保護者に対しまして、指定校変更制度のお知らせをお送りいたしました。この通知の目的は、11 月に行われます就学時健診に向けまして、現時点で指定校変更制度を希望される方がどのくらいいらっしゃるか、その事前調査を行うものでして、同時に 8 月 18 日号の広報たちかわにも記事を掲載しております。この時点で小学校への入学につきましては、西砂小学校と柏小学校について、学校側に通学区域外の児童を受入れる余裕が無いため、隣接校の要件での指定校変更はできないことのお知らせしておりますが、これは 6 月に各学校に対して行いました今年度の教室使用状況調査と、7 月時点で各学区内に居住されている来年度入学予定となる児童数を突合して、そこで最終的な検討を行った結果によるものでございます。

今後でございますが、この事前調査の結果が判明した時点で、さらに指定校変更の希望者が多数いるということにより調整を必要とする学校について確認を行いまして、その結果を踏まえて、各家庭に対し就学時健診を受けていただく学校を明記した通知を 9 月、10 月にかけてお送りするための準備を行う予定でおります。

報告は以上でございます。

○**福田委員長** ご報告ありがとうございます。平成 27 年度の指定校変更についての報告を終了いたします。要旨は、平成 27 年度、教室にゆとりが無く校区外から児童を受入れる余裕がないために、指定校変更制度の対象校から西砂小、柏小の 2 校をはずす内容ということでございます。

これより質疑に移ります。ご報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中委員** 2 点お伺いしたいのですが、児童の関係で教室が無いということですが、お聞きしたいのは、教室が無い中で敷地内に新たに教室を増築することは難しいということで今回、このような形をとられたのかどうかというのが 1 つです。

また今後、5 年先あるいは 10 年先の児童数の推移を見た場合に、この指定校変更はまたあり得るかどうか、その 2 点をお伺いしたいと思います。

○**福田委員長** 2 点ございます。大石学務課長、お願いします。

○**大石学務課長** まず、敷地内に増設等難しいということがあったかどうかのご質問でございます。柏小学校につきましては敷地自体がそんなに広いということではございませんので、例えば西砂小学校の敷地くらい、運動場のグラウンドの広さといったものがあれば話はべつかとは思いますが、柏小学校につきましては敷地的な余裕、それから増築といったことも含めまして、施設上での改修といったことが難しいという判断をいたしまして、今回はこの指

定校変更の受入れの停止という形をとらせていただきました。

もう1点、今後5年、10年を見ての児童数等の推移ということでございますが、こちらにつきましては柏小学校の学区、現在の学区につきましては今後も開発行為による戸建の増加といったようなことで、人口的には少しずつ増えていくということが見込まれている学区でございます。そのために、今回、指定校変更の受入れを停止したものを、例えばすぐに解除するということは私どもは難しいというふうには考えていますので、今後の推移も見守りながら検討はしていきたいと考えます。

○福田委員長 田中委員、いかがですか。

○田中委員 よろしく申し上げます。

○福田委員長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声〕

○福田委員長 ないようでございます。平成27年度の指定校変更についての質疑及び報告を終了します。

---

#### ◎その他

○福田委員長 その他に入ります。

その他、ございますか。泉澤指導課長、お願いします。

○泉澤指導課長 私から、立川第八中学校男子バスケットボール部が、今回、全国大会に出場が決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

平成26年度中学校体育大会第44回全国中学校バスケットボール大会へ出場の運びとなりました。会場につきましては、香川県の高松市や丸亀市等が会場になって開催されるものでございます。期間は、8月22日金曜日から25日月曜日の期間となっております。なお、第八中学校のチームにつきましては、8月21日に現地に入りまして、予選リーグが8月23日から、決勝トーナメントに残りましたら8月24日で、最後、準決勝、決勝が最終日の25日というような日程となっております。

なお、参加校につきましては、全国で24校が男子のチームの参加校になります。ちなみに関東地区では4校の出場が決まっておりますので、その中の1校として第八中学校が出場いたします。

報告は以上でございます。

○福田委員長 ありがとうございます。第八中学校の男子バスケットボールの全国大会出場、本当におめでとうございます。ご支援をお願い申し上げます。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

---

#### ◎閉会の辞

○福田委員長 次回の日程確認を行います。次回、平成26年第16回立川市教育委員会定例会

を平成 26 年 8 月 27 日水曜日、午後 3 時半より、208, 209 会議室にて開催いたします。

以上で、平成 26 年第 15 回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3 時 2 0 分

署名委員

.....

委員長